

令和6年11月5日  
消費者庁

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」  
（添加物（二炭酸ジメチル及びメチルセルロース）に係る改正）  
に関する意見募集の結果について

消費者庁では、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について、広く国民の皆様に御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和6年7月29日（月）～同年9月2日（月）
2. 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子メール及び郵送
3. 意見総数：7件
4. 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり